

# 愛知県社会福祉審議会 議事録

## 1 日 時

平成 29 年 3 月 28 日（火） 午前 10 時 00 分から午後 0 時 13 分

## 2 場 所

愛知県自治センター12階 会議室E

## 3 出席者

委員総数 31 名中 25 名

（出席委員）

猪飼容子委員、内田智美委員、大沢勝委員、小野誠二委員、加賀時男委員、勝川智子委員、川久保圭子委員、川崎純夫委員、川瀬雅喜委員、倉知楯城委員、小久保裕美委員、後藤澄江委員、柴田寿子委員、鈴木公子委員、鈴木康代委員、高木仁美委員、都築昭彦委員、徳田清純委員、豊田慈證委員、西川弘嗣委員、丹羽蒼委員、禰宜田知司委員、原田正樹委員、萬徳正江委員、望月彰委員

（事務局）

健康福祉部長ほか

## 4 議事等

（医療福祉計画課 上田課長補佐）

お待たせをいたしました。定刻になりましたのでただいまから愛知県社会福祉審議会を開催させていただきます。それでは、開会に当たりまして、長谷川健康福祉部長からあいさつを申し上げます。

（長谷川健康福祉部長）

おはようございます。愛知県健康福祉部長の長谷川でございます。

委員の皆様方には、本県の健康福祉行政の推進に日頃から格別の御理解、御協力をいただいております。改めまして厚くお礼申し上げます。

また、本日は年度末の大変お忙しい中、当審議会に御出席をいただきありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。

本日の審議会におきましては、議題といたしまして「児童虐待防止対策につ

いて」、及び「社会福祉法人制度改革について」の2件を御審議いただきたいと存じます。

児童虐待防止対策につきましては、増え続ける児童虐待に対応するため、児童相談センター専門職員の増員や弁護士による相談体制の充実など、児童相談センターの機能強化を図ることとしております。

また、社会福祉法人制度改革につきましては、平成28年3月に社会福祉法が改正され、この29年4月から社会福祉法人の経営のガバナンス強化、事業面の透明性の向上の改革を実施することとなっております。本県におきましても、新たな定款に基づく法人運営や社会福祉事業、公益事業の一層の充実に向けた取組について支援の充実に努めていきたいと考えております。

また報告事項といたしましては、昨年8月の第1回審議会でも報告させていただきました「愛知子ども調査」及び「ひとり親家庭等実態調査」に関する調査結果の概要、団塊世代が後期高齢者となる2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築のための財政支援制度になります地域医療介護総合確保基金介護分に関する報告など、4件を予定しております。

短い時間ではございますが、いずれも本県の福祉行政の推進にとりまして重要な案件でございますので、委員の皆様のご忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

#### **(医療福祉計画課 上田課長補佐)**

次に新たに御就任いただいた委員を御紹介させていただきます。愛知県児童福祉施設長会会長代理の都築昭彦委員、愛知県精神障害者家族会連合会会長の徳田清純委員、以上2名の皆様でございます。引き続き御就任いただいている委員の御紹介につきましては、時間の都合もございまして、お手元の委員名簿及び配席図により代えさせていただきますと存じます。

また、伊東委員、加藤委員、久世委員、土肥委員、森井委員、横井委員については、本日は所用により御欠席との連絡をいただいております。なお、本日は、委員31名のうち、過半数を超える25名の出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。事前に皆様に送付させていただきました資料として、次第、資料1～資料6、参考資料がございます。また本日、委員名簿、配席図を、机上配布させていただいております。不足等がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

本日の会議は、公開となっております。本日は傍聴を希望される方はございませんでした。

それでは、議事に入りたいと思います。  
審議会におきましては、委員長が議長になると定められておりますので、以後の進行につきましては大沢委員長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

#### (大沢委員長)

おはようございます。久しぶりの審議会ですけれども、年度末で委員の先生方も御多忙だと思います。そういう中で、大変出席率もよく、ほとんどの皆さんが御参加いただき大変うれしく思っております。

それでは早速ですが、本日検討をお願いしなければいけないことは、長谷川健康福祉部長さんの方からお話でしたが、今日は、二つとも重たい議題を話合っていくことになると思います。それから報告が続きます。この報告も1、2はいろんな御意見をあらかじめ受けながら、これから後の作業をスムーズに進められるようなことで、この審議会でもいろいろご助言いただければありがたいと思っております。今日は10時から12時までの審議を予定しておりますが2時間という通常よりも長い時間を取らせていただいております。それだけに忌憚のない意見を出していただければありがたいと思っております。

それでは審議に入ります。まず、議事録の署名人ということで、指名をさせていただきますのでよろしく申し上げます。議事録の署名人には、西川弘嗣委員と勝川智子委員のお二方に議事録署名人をお願いしたいと思っております。

それでは早速ですけれども、議題の方に移ります。第一の議題は児童虐待防止対策についてということでございます。その点について事務局から説明をお願いします。

#### (児童家庭課 梅村課長)

児童家庭課長の梅村です。私からは児童虐待防止対策について御説明をさせていただきます。座って失礼します。

それでは資料の1を御覧いただけますでしょうか。児童虐待防止対策について資料をまとめてございます。まずは児童虐待の相談対応件数につきましては、毎年過去最多を更新するという厳しい状況の中で、昨年6月にすべての児童が健全に育成されるよう児童虐待についての発生予防から虐待を受けた子どもたちの自立支援まで一連の対策の更なる強化をはかるということで、児童福祉法等が改正をされたということでございます。それでこの法改正によりまして児童福祉法の理念が明確化される、これは子どもの権利の位置づけが明確化されるということと、それから子育て世代包括支援センター、後ほど御説明いたしますが、法定化されたということと、それから市町村と都道府県、政令市もありますが、児童相談所の体制の強化、それから里親委託の推進これらの措置を

講ずるとされたところにございます。この法改正の趣旨を踏まえまして、愛知県といたしましても児童虐待防止対策の一層の推進をはかるために児童相談所、愛知県の場合児童相談センターになりますが、この体制の強化を始めとした一連の取組を進めて行くことを予定しております。

二番目に愛知県における平成29年度の主な取組でございます。まず(1)ですが、児童相談センターの専門職員の増員による体制強化でございます。これは児童相談センターの専門職員であります児童福祉司とこの指導・教育を行うスーパーバイザーを増員するというので、4名県内で増員を予定しております。それから児童心理司、これは9名の増員、それから保健師を新たに3名配置することを予定しております。これらは児童福祉法等の改正に伴いまして、児童福祉司の配置基準がこれまでは概ね人口4万~7万人に1人置くということが強化されまして、4万人、更に児童虐待の相談対応件数等の発生率に応じて上乘せができるということで、配置の基準が強化されておりました、国が全体的に体制を強化しようとしておりました、これに添うものであります。

それから児童福祉司の指導・教育を担うスーパーバイザーというのは児童福祉司5人に1人という基準が定められました。それから児童心理司につきましてもこれまでは明確に基準に定められておりませんでした、定められまして、これは児童福祉司2人に1人という配置基準ができておりました、それから専門職として医師又は保健師は1人以上を児童相談所に配置するということになりました。これを受けまして本県でも段階的に増員をということで29年度はこの表どおりの配置ということです。

それから次に(2)で職員研修の充実による専門性の強化ということで、児童相談センターと市町村の児童虐待防止にあたる専門職員を対象に国の基準に適合した研修を行うということでありまして。これは今回の法改正によりまして児童相談所と市町村の専門職員の研修が義務化されましたので、児童福祉司とスーパーバイザー、それから市町村においては市町村の要保護児童対策地域協議会、その調整機関のところには配置される専門職員の研修が義務化されたことに伴いまして、県としても児童相談センターの職員を対象としてそこにありますような任用前、それから任用後、スーパーバイザーの研修、それから市町村の専門職にも研修を実施していくというものであります。一部国が開催する研修もありますが、県としてはこういった取組を充実いたしまして専門性の強化を図るというものでございます。

それから次に(3)で児童虐待対応弁護士の拡充でございますが、これも今回の法改正で児童相談所に弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うことになりましたのでこれに対応いたしまして県では、これまでは弁護士の団体である子どもサポート弁護団に委託して弁護士業務を実施しておりましたけれども、

これを拡充いたしまして、新たに司法機関との法的調整とか市町村の要保護児童対策地域協議会の支援といったところにも弁護士さんに関わっていただくということで業務を加えた委託にしたということでございます。

それから次に4番目であります、児童相談センター休日・夜間相談体制の強化でございます。これにつきましては国の方が児童相談センターの全国共通ダイヤルということで、189(いちはやく)の共通ダイヤルを制度化いたしまして、国としても電話での相談体制を充実させたということを受けまして、県としても24時間365日速やかな対応ができるように専門の知識を持った相談員に委託をしておりますが、これをさらに拡充してきちんと対応ができるよう強化するということでございます。

それから次に5番目であります、子育て世代包括支援センターの設置促進でございます。先ほど少し申し上げましたが今回の法改正の中で、これは児童福祉法の関連法ということで児童虐待防止法と母子保健法が改正されておりますが、その母子保健法におきまして妊娠期から子育て期にわたる支援の拠点となる子育て世代包括支援センター、法律上は母子健康包括支援センターという名称でありますけれども、これの市町村における設置義務が努力義務ということが明記されました。これを踏まえまして県としても県内全域での包括支援センターの設置促進を図るために、各保健所におきまして関係機関の連携促進会議とか行政や医療機関を集めてのシンポジウム、今年8月に開催を予定しておりますけれども、それを開きたいということで準備をしております。またこの今回の法改正で特に母子保健施策ということが児童虐待防止、これは発生予防から早期発見、これに資するということで、これに留意するということが明確化されておりますので、児童虐待防止対策等母子保健施策のより一層の密な連携が求められることになるかと。こういったことを踏まえ子育て世代包括支援センターの設置促進を図って参りたいと思っております。

県としての来年度の児童虐待防止の取組は以上でございますけれども、なお資料の2ページのところに今回の児童福祉法等の一部を改正する法律の概要を参考として挙げさせていただきました。御承知いただいていると思うのですが、特に下の課題のところに検討規定等というのがありまして、この改正法の施行後速やかに要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方等を検討するとともに、施行後2年以内に児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方について検討するというようにされております。従いまして、法改正はされましたけれど、今後まだまだ検討課題があるということでございます。それから更に資料の3ページに挙げさせていただきまして、これは参考、情報提供でありますけれども、今回の児童福祉法等の改正で、段階的な施行がされておるのですけれども、28年10月1日に施行された、先行して施行された中

に、特に児童福祉審議会に関する事項といたしまして、特に必要があると認めるときは児童福祉審議会は児童や家族から意見を聞くことができるとされ、審議会の調査権限が強化されるとともに児童福祉審議会の委員はその権限に属する事項に関して公正な判断ができる者を選任するというふうにされております。本県の場合、条例で、これは後ほどの報告ではあると思うんですけども、社会福祉審議会が児童福祉に関する事項を調査審議させるということをやっております、また審議会の下に専門分科会を設置しております。今後こういった児童の福祉のために調査権限が強化されたということでもあります。

それから今述べました昨年の改正の中の検討規定の中に要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方を検討するというのがありまして、これも情報提供でありますけれども次の資料4ページであります、虐待を受けている児童等の保護を図るための施策ですね、児童福祉法を再度改正して、裁判所の関与の在り方の検討をする。これを受けて国の方で虐待を受けている児童と保護者に対する指導への司法関与とか家庭裁判所における一時保護審査等、それから接近禁止命令を行うことができる場合の拡大、こういったことで児童福祉法と児童虐待防止法を再度改正するという法案、これはまだ本国会に出されておりました審議の行方がまだ出ませんけれども、こういったことも諮られているということをお知らせさせていただきます。以上のように児童虐待防止対策をめぐりましてはまだまだ国による体制強化、都道府県による児童相談所の体制強化と、推進の途上であります。過渡的な部分があります。今後は適宜社会福祉審議会の皆様方にも情報提供等させていただきたいと思っております。そういった中で御意見をお伺いし、より一層児童虐待防止に努めていきたいと思っておりますので、皆様方にも今後とも御協力をお願いしたいと思います。説明を終わります。

#### (大沢委員長)

どうもありがとうございます。児童虐待防止対策について提案がございましたが法の一部改正等に伴って児童虐待の防止を一層強化するという方向で取り組んでいく検討が進んでいるわけです。ここにあるように児童虐待はどんどん増えている。なぜ増えるのか、かなりの数で増えている。それから、その児童を救済する社会的システムをどうやって作っていくのかという、それぞれの県あるいは地方自治体によって対応にはいろいろな工夫が求められているのではと思っております。この児童虐待防止対策についての県の取組について報告がございましたので、この点について意見をお出しいただきたいと思います。どなたかお気づきのところがございましたら。質問でも構いません。どうぞ。

### (小久保委員)

小久保と申します。先だつてこの児童福祉法の改正、児童虐待防止法に関することの研修会に行って参りまして、これは実践的なところだったんですね。そこで改めて感じましたのは県の方もすごく早く研修強化ということをしてありますが、その研修の中身に関して言うと、多分講演というような座学ではなかなかその研修でどれほど進歩したか推し量れないというか、どれだけそれが役に立ったかということが、その時はふーんと思うんだけど何ヶ月かするとどっかに飛ぶというか。それでお願いなんですけど、子育て世代包括支援センターとも絡むんですが、虐待死はゼロ歳児が多くてちっちゃい子どもたちが多いわけですが、保健師さんたちが果たされている役割は大きいと思うんですね。そこに加えて保育所であるとか障害児のところのデイとかいろんなところでいろんな子どもたちがいまして、そのところで何かあれば会議を開いたりということがあると思うんですが、そういう時に誰がそこときちん取り仕切るというか進めて行くのか、それをどういうふうに動かしていくのかはすごく重要なことだと思ひ、それが研修との関係なんですけど、そこが具体的にやれるような。今いろんな連携の会議とかなされているかもしれないんですが、そこをもう一歩進めて、自信を持ってやれるような。地域によっては児童相談所の職員の方が非常にお若いということも聞いておりますので、熟練した長い方がいいかどうかはわからないんですけども、でもやっぱりそれだけの年数と知見の経験を持っていらっしゃるなら、そこでのいろんな働きかけができると思うんですが、そのところがやはり若い方だとちょっと言葉に詰まったりうまく進めることができなかつたり、まあそれを経て成長されていくんでしょうが。研修にそういう具体的なものがやれるような、そういうのを進めていただくともう少し身になるというか効果的なものになるかなと思ひました。それと5番目の子育て世代包括支援センターも含めて限らないワンストップで困っている当事者がどうすればいいかということが対応できるような取組や仕組み、それが動かしていけるような人材というものを是非県の方で積極的にやっていただくとうれしいなと思ひておりますので、全体を兼ねた要望ということでお願いしたい。

### (大沢委員長)

今の小久保さんの話の中で大事なものは、講義だとかいろいろあります。私の経験でもそこでやっているものは大体その場で消える可能性が大きいですね。保健所は具体的なもの、実践的なものへの研修をやって欲しい。これは工夫があると思ひます。それと関連した機関や団体とも協議しながら、どういう研修内容

を作れば効果が出てくるか検討して欲しいということなんですけれど、県の方で何か今のことについて補充することはありますか。

**(児童家庭課 梅村課長)**

貴重な御意見ありがとうございます。研修の内容と児童虐待の方の児童相談センターそれから保健所との連携、また市町村との連携を図って、一体的にと申しますか、やっていくことは御指摘いただいたとおりだと思います。児童相談センターにおいては研修委員会で体系的ないろんな研修のやり方をかなりつつこんで細かく検討しておりますし、保健所においては包括支援センターとの連携促進ということで関係機関に参加していただいて会議をやっております。今後は有機的な連携をしつつ研修を企画するということと、実践的な取組をとということもございますので、ご要望に添うようにうまく連携を取って一体的に研修が、効果が上がるようなということで、今後とも考えていきたいと思っております。

**(大沢委員長)**

どうもありがとうございます。その他何かございますでしょうか。川久保さん。

**(川久保委員)**

すみません。2点ほど質問をさせていただきます。相談件数がたくさん増えているということなんですけど、これは地域の隣近所から通報ですとかあるいは学校のスクールカウンセラーや先生からの、かかりつけのお医者さんからの通報ということもあると思うんですが、愛知県の通報の把握ができていないということはとてもいいこと、というところちょっと語弊があるのですが、まずはどこにSOSを寄せられなくて虐待に耐えている子どもがいるのかということがわからないと助け出せないと思うので、まず裾野が広がらないといけないと思うんですね。件数が増えていくという裏の、例えば見守っている方が増えているとか、親御さん自身も悩んでいて自分で相談が増えているとか、そういう傾向がもし分かるのであれば教えてください。それと今小久保委員からも話がありましたように人材が大変大切だということで私も本当に共感します。先ほど児童福祉司の方が5人に1人スーパーバイザーを置くという法律の強化があるという説明を受けたんですが、例えば介護だとケアマネージャーさんがプランを立てたり、介護のプランを話し合ったりされたりしますが、やはり救命救急だとトリアージという言葉が知られてきていますけれど、やはり虐待を防ぐ、本当に生命とか育児放棄だったり食べ物がなかったりという最悪の事態にいる子どもたち



にとっては一刻も早いスーパーマンの対応が求められると思うので、具体的なところに迅速に持っていくためには、いろんな所をみてプランを立ててゴーというサインをできる人が必ず必要だと思うんですね。先ほどの若い方が悪いというイメージはないんですけども、やはりどれだけきつい状況かということがわかっていないと緊急性の把握が遅れるために命を落としている子どもたちもたくさんいたと思いますので、その点を迅速に今、体制を強化しているところと並行して、動かせるスーパーバイザーもいるんですが具体的なプランニングをしてゴーを出せる方の人材をできるだけ早く作っていただきたいと思います。そして子育て世代包括支援センターのところで、母子の健康が虐待の防止につながるという話がありまして、これは私もいろんな取材をしたときに思ったことが、喜ばしくない望まない妊娠からスタートした場合に虐待とか育児放棄になりやすいとか、お母さん、女性自身のアイデンティティとか、なんて言うんでしょうね、仕事だったり人生にうまくいってないのに子どもを持ってしまった、どうするんだろうという気持ちがあると後々の親業がうまくいかないということも聞いたことがありますのでワンストップの話とともに、女性の人生設計とかキャリアプランという視点からも是非加えていただいて、シンポジウムなどした時に、人生ですね、子育てをやっていてあなたの人生はもっと輝いていくよ、これから一緒にやっついこうねというような方向ももってお話していただくといろんな世代の悩んでいる女性たちが母親になっても戸惑わずに子育てを楽しむのではないかと思いますので、それはちょっと希望ということで付け加えさせていただきます。

#### (大沢委員長)

どうもありがとうございます。先ほど3人程手を挙げられた方は、今の事と関わっていますでしょうか。それとはまた別な問題ということですか。それでは川久保委員のお話について県サイドからのコメントをどうぞ。

#### (児童家庭課 梅村課長)

はい。まず御質問の虐待の相談対応件数ですね、通報につきましては27年度の相談対応件数の内容をみますと、その中の虐待の通報の経路はどこが多いかという内訳をみますと警察とか家庭裁判所からの通報が54.1%で一番多い状況です。それから市町村や児童委員からが15.6%、それから家族や親戚が9.2%ということですよ。この内訳をみますと一番多いのは警察からですね。これは全国どこも同じような傾向がありまして、中身は警察からの通報にDVですね、家庭内暴力、親同士の、夫から母親への暴力が多いと思いますが、そのDVを子どもの目の前ですると。それは子どもにとって非常にショックを負わせ

る心理的な虐待にあたるということで、DVに絡んで警察が動く子どもについての心理的な虐待を防止するという通報してくるということでそちらの件数が増加してきている状況でございます。

それから人材の育成の話は、特に若い人たちが、児童相談所の職員が経験がない中で厳しいハードな場面に直面して非常に疲弊しているという状況があります。この人材育成につきましては、スーパーバイズするスーパーバイザーを更に強化をしていくのと併せて、今児童相談センターの方で職員の代表によりまして児童相談センターの機能強化検討委員会というのを設けておりまして、ここで体制の強化、愛知県における内部の体制の強化、それは相談体制の見直しとか改善策、これを今検討しているところでございます。その中で私たちの育成も含めてですね、どのように強化していくかということですね、これは実際現場を知っている児童相談所の職員が意見を出して検討していくということをしておりますので、これで相談体制を、県としても内部の体制を強化していきたいと思っております。以上です。

**(大沢委員長)**

どうもありがとうございます。よろしいですか、川久保さん。それでは、都築さん。遠慮はいりませんから率直に。

**(都築委員)**

都築です。資料1の1の一番最後の文章で、里親委託の推進等の措置を講ずると一文書かれておりまして、2の(1)のところ、児童相談センターの専門職員増員による体制強化というところの話で、この中に里親の推進員の配置というのが書かれていなくて、うちの方が里親支援専門相談員の方を配置しておりまして、これに対する児相側の里親の推進員を配置するという話を伺っていたのですが、それは来年度は配置されないのでしょうか。されるのでしょうか。

**(大沢委員長)**

どうぞ。今の点はどうですか。

**(児童家庭課 梅村課長)**

里親の推進員という形での専門の職員は増員はないのですが、里親を担当する児童福祉司を増やす予定でいます。ちょっとまだどこのセンターで何人ということは決まってないのですが、担当する福祉司で里親推進を図っていこうということで今考えています。

**(大沢委員長)**

よろしいですか。

**(都築委員)**

はい。

**(大沢委員長)**

それでは、もう一つ。西川さん。

**(西川委員)**

愛知県薬剤師会の西川と申します。今愛知県薬剤師会では、妊娠・授乳サポート薬剤師という妊娠中、授乳中のお母さんの相談に乗れる、対応できる薬剤師ということで年間50名養成しております。今このお話をうかがうと母子健康包括支援センターを作られるということですので、そちらと妊娠・授乳サポート薬剤師とで何か連携できたらお役に立てるのでないかということで、御活用を願えればと思っておりますがいかがでしょうか。

**(大沢委員長)**

これはどうですか。

**(児童家庭課 梅村課長)**

ありがとうございます。先ほど申し上げましたようにこのセンターは市町村で設置をするわけですがけれども、設置について今連携促進会議ということで保健所を中心に連携促進をするために関係機関に集まっていたいてその市町村でどういうふうに、新たに設置するところは設置していこうと、また関係機関とどのように連携していこうとかいうことを検討しておりますので是非地域の中で薬剤師さんも御協力いただけるのであればそういうところに加わっていただいて、是非より良いセンターができるように御協力いただきたいと思います。

**(西川委員)**

是非お願いします。

**(大沢委員長)**

よろしいですね。ではその他。では勝川さんどうぞ。

**(勝川委員)**

失礼します。1 ページの 5 番の子育て世代包括支援センターの設置の促進と書いてあるのですけれども、促進ということは市町で設置されているところが少ないから促進を図るということなんですか。今何カ所くらい設置されているのでしょうか。

**(大沢委員長)**

どうぞ。

**(児童家庭課 梅村課長)**

子育て支援センターは 28 年度、今年度で 16 か所、市町で設置されておりまして、来年度更に 10 か所くらいは増えるということ聞いております。

**(勝川委員)**

これは、まず市町村が自主的に設置を促進させるという積極的な態度で設置をするということを県の方は考えていらっしゃるのでしょうか。

**(児童家庭課 梅村課長)**

法律では設置に努めることとするという努力義務になっておりますが、設置にあたりましては県としてそれを促進するというので、来年度はシンポジウム等で先進的ないろいろな取組等を紹介して市町村においてこういう形でやっていくと非常にいいものができるという先進的な情報を提供させていただいたり、設置にあたって関係機関に集まっていたり情報を交換してどのような形で作っていくかということの後押ししていくということと、それから実際の設置については国庫と県でコーディネーター、要はセンターというのはいろんな関係機関と調整を図りながら支援していくということになりますので、そこでセンターにはコーディネーターという専門の人を置くことになりまして、こういった人件費については国庫と県費で補助が出るということになりますので、そういった財政的な補助を含めて支援をしつつ県として設置を促していこうということでございます。

**(勝川委員)**

わかりました。それからもう一つ。スーパーバイザーという言葉があるんですけれども、これはどれくらいの研修を受けた方がスーパーバイザーと呼ばれるのでしょうか。すみません。

**(大沢委員長)**

どうぞ。

**(児童家庭課 梅村課長)**

基本的に児童福祉司が5年の実務経験を積むとスーパーバイザーになれるということと、今回法改正で特にスーパーバイザー、国が育てた研修を受けていただいて、スーパーバイザーとして児童福祉司を指導育成していただくということでございます。

**(勝川委員)**

ありがとうございます。

**(大沢委員長)**

よろしいですか。スーパーバイザーの役割が大変重要だと思うんです。ここがうまくいかないとそれこそバラバラに対応して、結果的に虐待を受けている子どもにふりかかっていくという事になります。相当優秀なスーパーバイザーの育成が重要ではないかと思います。

それでは、望月さん。

**(望月委員)**

望月です。今の御質問は非常に重要だと思います。ちょうど国の方から量的なことと質的なこと、それからテーマになっている防止対策という点から言って、子育て世代包括支援センターの重要性というのを申し上げたいと思います。

まず量的なものなのですれども、グラフを見ますと、下の表とも照らし合わせますと、23年から27年まで2倍以上、3倍近く対応件数が増えていますね。それは児童福祉司がこれだけ2倍、3倍のケースを担当しているということですね。それに対して児童福祉司が24年から29年に何倍に増えたかという、ほとんどそういう意味では増えていない。その分児童福祉司の担当ケース数が増えている、業務が大変になっている。これは数字上はつきりしている。単純に言えばということですがね。その下のスーパーバイザー、児童心理司、保健師を増員されて、これは本当に財務当局とのつばぜり合いでご尽力されたと思うんですが、量的に決定的に足りない状況にあるという認識を持たないといけないんでないかと思います。

もう一つは質的なことですがすれども、今スーパーバイザーについて説明がありましたけれども、児童福祉法上は5年の経験でいいと。5年経験してスーパーバイザーになれるというのはほとんどないことだと思います。児童福祉司としても、普通のワーカーとしても10年くらいしないとベテランにならないと言わ

れていますので、その5年経験してスーパーバイザーになれるというのは法で定められているにしても、あまりにもお粗末だと言わざるを得ないと思います。それで、今大学等でもスーパーバイザー研修とかいうのが始まりつつありますけれども社協などでも取り組んでいますかね。本来ならば社協などできちっとしたプログラムに基づいて年間かけて何十時間という形できちっとスーパーバイザーのプログラムを開発して研修しなければいけないと思うんですが。残念ながら日本ではきちっとした教育課程といいますか研修プログラムができてなくて、それ自体を開発しなければいけないと思うんです。先ほど御回答の中で児童相談センター機能強化検討委員会を内部で設けているということで、そういったことをその辺で検討されていることとは思います。ですから、検討委員会の答申というのですか、検討結果報告書をかなり尊重した対策を今後取っていただきたいなと思います。そして(2)のところ研修による専門性の強化というのがあります。内容に係わることですが、内容の充実を研修で行うということですがけれども、例えば児童虐待対応で保育所、幼稚園、学校の教員などに対して研修をして、虐待を発見したときにはどうしたらいいかとか、発見するための感覚、センスを身につけてもらうとか、そういった研修が非常に重要だと思うんですけれども、ここでは専門職に対して研修を行う、言い換えると研修を行うと専門職になるというのもこれもちょっと、発想が逆転しているといえますか。専門職である限りは生涯研修して専門性を高めていかなければいけないのは当然ですけれども、何も専門性がない人に研修をさせて専門職にするというのはこれもちょっと問題だと思うんですね。きちんとした専門職採用を徹底して行って、更に専門性を高めていってもらう。そのための研修をするというのが筋だと思います。ですからその辺について、国の基準で4万人に1人とかね、それに上乘せして愛知県としては専門職採用を徹底するとか、専門職への更なる研修だとか。それから異なる職種、小児科医、教師、保育士等に対する研修体制をどうするかというそういった総合的な専門性の強化策といったものが必要だろうと思います。それで最後にこの議題との関係で、防止対策という意味で、やっぱり予防、防止をきちっとした方がかかる予算といえますか、後でお金をかけるよりは最初にお金をきちっとかけておいた方が、ある意味言い方は悪いのですが、安上がりすると。そういう意味では、子育て世代包括支援センター、おそらくフィンランドのネウボラなどをモデルにした取組だと思いますけれども、これの設置促進を、単にスローガンにしないでどれだけ強化していくか。それで保健師の配置ですね。ネウボラは地域の保健師が生まれる前から18歳になるまでずっと担当して、健康なり発達なりの相談役になっていくという体制ですけど、そうした主治医的な役割をですね、保健師さんにやってもらうとか。それで困ったときには相談すれば、本当に軽い段階で、

ちょっと困った段階で対応できれば深刻な事態に至らないで済むと。そういう体制にきちっと予算もかけて、そこで活躍する専門性を育てていくというか、そういう体制を。もう一点、その上の休日、夜間ですけど、相談員への委託。相談員では一時保護の権限がないと思うんですけど。休日夜間も含めて24時間365日困った時に対応できる体制をどう作っていくかという、その辺をこうした機会に、児童福祉法も改正された、そういう機会に、県としてきちっと示していく必要があると思います。これは意見です。

#### (大沢委員長)

どうもありがとうございました。少し体系的なところで問題の提起があったわけですけど、その点についてはどうでしょう。

#### (児童家庭課 梅村課長)

非常に多面的な視点から貴重な御意見どうもありがとうございます。まず量的な面については、おっしゃられるとおりになかなか人材の確保、人の採用が非常に厳しい状況ではありますけれど、厳しい状況の中でも、なんとか来年度そういう形でして、もちろんこれで十分ではなくて、特に児童心理司、スーパーバイザーについては国の基準から言ってもまだまだ十分ではないということで、人材の確保は今後も計画的に進めて行かなければいけないと思うところでございます。

質的な面につきまして、おっしゃられるとおり検討委員会で検討してもらっています。現場からの本当に日々現場を行っているなかでの意見等を集約して検討をしていこうということでございますので、そちらでまとまりましたらそれを軸とした体制強化を図りたいということです。それから専門職、おっしゃられるとおりに研修を受ければそれで専門職が出来上がるかというとなかなかそれは難しいということで、県としても現在のところは児童福祉司、児童心理司については最初から専門職として採用し、更に育てていくということでございますので、今後も引き続き専門職として採用した上で、ということで考えております。それから特に児童虐待の発生予防につきましてネウボラ等の話もありました。これにつきまして今回国の配置に沿って保健師、なかなか今県においては保健所におきましても保健師の確保が厳しい状況があるなかで、児童相談所に正式に配置ができました。児童相談センターに配置されたことで保健師さんがどんどん活躍していただいて、保健師さんがいることで児童相談センターと保健所、そちらでの連携がより一層進んでいくであろうと思いますので、また今後も保健師さんの配置を進めていきながら、先ほどの子育て世代包括支援センターの設置促進と併せて進めていきたいと思っております。それから夜間休日

の相談体制。これは確かに相談員ということで権限があるものではありませんので、専門の相談員がいち早く電話で相談があったものからキャッチをしてそれが虐待につながるものであるとすれば速やかに自治体の相談センターの経験のある職員につないでいくと。それはもう本当に、間髪を入れずにつないでいくということですけれども、それを図った上での委託を考えておりますので、おっしゃるとおり、きちんとした体制強化を図っていかなければいけないと思っております。以上です。

**(大沢委員長)**

はい、どうも。よろしいですかね。補足ありますか。

**(望月委員)**

相談体制の強化に関連して、専門性とも関連しまして、人事の問題と絡んでくると思うんですね。人事の理念といたしますか。せつかく専門職採用をしても、その専門職のキャリアの問題、キャリアアップといたしますか。これは教え子がいっぱい福祉職で採用されていますのでいろいろ聞くところによりますと、所長レベルの人が必ずしも専門職でないために、つまり行政職の人が回ってきて、全然わからない人が上に来るとなかなか自分たちの仕事を理解してもらえないと。これは県の人事の問題になってくると思うんですけども、専門職採用しても単に末端の現場労働者みたいにしか扱われてないようなそういう実態があるようだと思っています。きちっとした証拠はありませんけれども。そういう意味では、そうした専門職としてもキャリアアップできて、やがてそういう人が責任ある所長レベルのところに配置されていくと。そういった流れを作っていくと。愛知県における児童虐待の対応だけとってみても、体制強化には繋がっていかないと。そういったところもちょっと御検討いただければと思います。

**(大沢委員長)**

はい、今の点についてどうぞ。

**(児童家庭課 梅村課長)**

なかなか人事の配置については私どもから答えにくいというのはありますけれども、いただいた意見についてはおっしゃるとおりだと思いますので、貴重な御意見として受け止めていきたいと思っておりますし、児童センターのトップに立つ者はきちんとした専門性を備えていることが必要だと思いますので、県全体の中でそういった形ができるように努めていきたいと思っております。



**(大沢委員長)**

非常に難しい課題だと思います。その他意見ございますでしょうか。

**(小久保委員)**

先ほど都築委員がおっしゃったことに関連してですけれども、やっぱり里親委託、愛知県は全国に先駆けて先進的に取り組まれているということは非常に評価することだと思います。今後も、ここ緊急の危機介入的なことがあったんですが、結果的にそういう里親であるとか児童養護施設で対応しなければいけないことも沢山出てくると思います。そこのところのケア、手当をすごくお願いしたいということと、それから今いくつかの愛知県の施設で暴力防止プログラム等を使って児童養護施設の子どもたちの安全を守るという仕組みを作っております。CAPNAもそういうところに加わっておりますが、里親も含めて。是非そういうような取組を進めていただけて子どもたちが安全に暮らせるようにお願いしたいというように思っています。

**(大沢委員長)**

どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

**(柴田委員)**

里親の柴田と申します。先ほどから福祉司さんがお若いから大変だとか、若いからちょっと不安だという話がいくつか出ているんですけれども、私たち、福祉司さんと直接関わる身としては、たくさんお子さんの生まれた時期の方が一斉に辞められてそのために専門的な勉強をされた若い福祉司さんが沢山入ってみえて、本当にどこの施設、センターも若いんですけど、でもお若いなりに一生懸命皆さんやって夜遅くも10時、11時もセンターに電気がついていたり、土曜日、日曜日みえたり、休日も当番で携帯電話を持っていつかかってくるかわからないという状態で、いつも緊張した状態で福祉司さんが活動してみえますので、もちろん若いからということで福祉司さんにこうするべきじゃないのという意見も、私たちもちろん出させていただきますけれども、それも含めて福祉司さんが沢山の子どもたちと沢山の親を抱えて、センターへ伺っても、一日に何人も保護する日もあれば何もない日もあるようですけれども、その辺を踏まえて児童相談センターの福祉司さんを見てあげると、関わる私たちとしてはうれしいかなと思います。余計なことで申し訳ありませんけれども。

**(大沢委員長)**

どうもありがとうございました。児童虐待防止に関わって里親問題も出されておりますので、県の方の対応の視野にも十分入っていることだと思います。その他御意見ございますでしょうか。

この問題で約1時間取りました。私としては児童虐待の問題は、相談所や何かと単発的なところで取り組んでみても、ほとんどテレビでは対応が遅れましてすみませんでしたと関係者が並んで頭を下げるという悲しい話が続いています。被害を受けた子どもたちがどこに行くかわからんと、本当に悲しい状況がずっと続いております。私はそれを見ながら、「人間の目」というものが必要だと。ごく普通の人間の目。ちょっと傷がついていても優しい眼差しで見ていると普通とちょっと違うところが見えるんですね。子どもの態度も。ところが今は、それもわかりにくくなっている。この僅かの違いを見抜くのは、専門性ですね。そのあたり人間が好きで人間を愛している人の目っていうのは鋭いと思うんですよ。そういうものを育てようとする、地域の中でうまく育て合わないといかんのじゃないかと。いつまで経っても、「専門家」がお詫びしたら終わる。あれだけはなんとしても無くしたいと思っております。県の施策の中でもそういうことに十分留意しながらやっていく。そのためには学校の先生達の目もそうですね。学校の先生達も意外と冷たいですね。暴力はなかったと思うとか、いじめはなかったと思うとか、ほとんどですよ。だけどそんなに見過ごされるようなものなのかということはその他のところでいろいろお母さん達から聞いてみますと意外と、あの子危ないと思っていたけどやっぱりそうだったわなんて後で話がでるわけですよ。ですからそういう意味で、家庭だとか学校だとか地域だとか、そういうものを視野に入れながらこの対策、それから相談センターの機能の強化をそういう面的な面でうまい緊密な連携を取ってやるようにして欲しいと思っております。これは私の強い要望です。

ところで一時間経ちました。それだけの時間をとったのは現代の社会問題の中でも次世代に係る非常に重要なものなので、皆様方の御意見をできるだけ沢山伺いたいと思ったからです。多分この後実際に仕事に移していくこととなります。ですからそういうところでこの審議会の委員から出されたいくつかの課題について十分留意しながら対応をしていって欲しいと思っておりますので。そのことを含めて第一の議題については検討をしていくということで御了承をいただければと思っております。

それではよろしゅうございますか。第一の議題、児童虐待防止対策について、これから取り組むので、本気になって取り組みますよということを社会福祉審議会としても共通した認識として捉えた上でこれをご承認いただけたらということでもよろしゅうございますか。それではこの件につきましてはそのような形で対応させていただきます。

それでは二番目の社会福祉法人制度改革について、事務局から説明をお願いします。

**(監査指導室 林室長)**

監査指導室長の林でございます。私からは今議長から話されました社会福祉法人制度改革について説明をさせていただきます。着座させていただきます。それでは右肩に資料2と印刷されております資料をお願いいたします。まず資料の左側の1の社会福祉法人制度の改革についてでございます。社会福祉法人というのは、委員の皆さんも所属しておられる方もいらっしゃるということでございますけれども、社会福祉施設の運営等、社会福祉事業を実施することを目的に社会福祉法に基づき設置された法人でございます。地域社会に貢献することが求められており、実際に地域社会においてたいへんな貢献をいただいている法人でございます。ところが社会福祉法人の役員による不祥事であるとか、税制面で優遇されている社会福祉法人で多額の内部留保がされているのではないだろうかといったようないろいろな見方がございまして、社会福祉法人そのものについての見直し議論が国の様々な検討会や委員会等でこれまで行われてきたところでございます。このような議論を踏まえまして、社会福祉法人制度の改革が具体化されまして、左側の一番上の枠で囲ってあるとおり、社会福祉法等の一部を改正する法律として、平成27年4月3日に国会に提出されたものが28年の3月31日に衆議院で可決成立し、同日付けて公布されたところでございます。その内容でございますけれども、資料の左側の表に記載されてございますけれども、大きく五つの内容になっております。なお、ここにごございます大きな改正につきましては、平成29年4月1日から施行されますけれども、資料で下線を付してあります内容につきましては平成28年4月1日からもう既に施行されている項目となっているところでございます。

まず一つ目の項目の「経営組織のガバナンスの強化」でございます。社会福祉法人の公益性を担保するために経営組織の改革を行うということになっておりまして、今評議員会は、任意に設置される諮問機関という位置づけでございますけれども、これにつきましては従来、保育所であるとか介護保険事業のみを実施していた社会福祉法人については評議委員会を置かなくてもよかったんでございますけれども、これを全ての法人で必ずおくものとしたしまして、しかも性格を議決機関として位置づけることといたしました。そして二つ目のポチにごございますとおり一定規模以上の法人に会計監査人の導入を義務づけることとなりました。

次二つ目でございます。「事業運営の透明性の向上」でございます。これまでも一定の情報につきましては国の通知によりまして社会福祉法人において公表

が求められておりましたけれども、公表する事項、項目を増やした上で法定化をしまして透明化の一層の向上を図ることとなっております。

次三つ目、「財務規律の強化」でございます。先ほども申しました役員の問題もありましたところ役員報酬基準の作成と公表、それから個別の役員報酬額の所轄庁への報告を義務づけるとともに、いわゆる内部留保、これは定義がはっきりしなかったこともございますので、今回余裕財産の明確化をいたしまして計画的に福祉サービスに再投下をする、地域に還元していく仕組みを構築するということになったということでございます。そしてこの余裕財産から事業に必要な財産を控除した次の事業に使えるという再投下可能な財産がある法人につきましては、社会福祉事業等への再投下の計画を作成することとなりましたけど、これには地域の福祉ニーズを反映して公認会計士等からの意見徴収を行った上で、評議委員会の承認を得て、所轄庁の承認を得るという仕組みとなっております。

四つ目につきましては、「地域における公益的な取組を実施する責務」でございます。従来、既存の仕組みではなかなか対応できない方々、日常生活、社会生活上の支援を必要とする方々に対しまして、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務としております。

最後五つ目につきましては、「行政の関与のあり方」でございます。都道府県は広域的な地方公共団体としまして管内の市における指導監督を支援することとされ、また、所轄庁による立ち入り検査に関する規定であるとか、勧告に関する規定等実行性のある仕組みの整備がなされたところがございます。

そういった内容が制度改革の内容でございますけれども、資料右側、では県内の社会福祉法人の情報とは申しますと、2月28日現在でございますけれども、全体で650の法人が愛知県内がございます。ただ所轄庁、所管するところが様々ございまして、厚生労働省、県、名古屋市、そして今一般の市にも所轄庁としての権限が降りているということで合計650です。今回の社会福祉法の改正によりまして、ここの資料にはございませんが、平成28年4月1日から所轄庁の変更がございまして、複数の県で事業を実施しており、従来は国の地方厚生局が所管していた法人について愛知県内に本部がある19法人が愛知県所管となっております。また県内で事業を実施しており従来は県が所管しておりました法人で本部が名古屋市にありました28法人については名古屋市が所管というような変更がございまして、この表につきましてはそうした変更を反映させた表ということで整理させていただいております。

次に今回の社会福祉法人制度改革についての対応についてでございます。右側2というところでございますが平成28年度の対応状況といたしましては、各社会福祉法人におきましては28年度施行分の対応をしていただくとともに、29

年度施行分の経営組織の見直し等への準備を、国からの情報が遅くて最終的に出たのが11月以降ということで各社会福祉法人が大変苦勞された中、短期間で取り組んでいただいていたというところがございます。県におきましては国の情報を法人であるとか所轄庁である各市長に適宜伝達し、制度の内容や手続きについて周知を図ると共に、29年度に向けて必要となる法人の定款変更に対応いたしまして、県所管の社会福祉法人116全てに新しい定款変更の認可を行ったところがございます。

次3でございます。平成29年度の県の対応についてまとめさせていただきました。別紙施行スケジュール参照とございます。次のページに制度改革全体のスケジュールを資料として付けさせていただきました。この資料は関係機関を含めた全体の構成が整理されてございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。もう一度1ページに戻っていただきまして、29年度に県として実施する内容についてでございますけれども、3のところに網掛けで四つ並べてございます。この四つのことに対応していきたいと思っております。

一つ目に新定款に基づく法人運営への支援、これは具体的には4月から6月に新旧の役員の移行等各法人が進めていくにあたり適切に進むよう支援していくということになります。

二つ目の社会福祉充実計画の承認事務についてでございますが、社会福祉法人は余裕財産、再投下できる財産がある場合は社会福祉充実計画を作っていたということになっておりますが、その社会福祉充実計画を所轄庁が承認するということとされておりますので、必要な対応をしていきたいと思っております。

三つ目の新たな「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づく指導監査につきまして、私ども法人を所管する地方公共団体は法人の事業がうまくいっているということについて、指導監査等で確認しているところがございます。現在3月30日まで国の法人に対する指導監査の要綱についてパブリックコメントが行われてございますが、4月中に国から新しい要綱が発出される予定でございます。その指導監査の実施要綱、指導監査のガイドラインに従いまして本県としても適切な指導監査を実施してまいりたいと思っております。

この制度全般が法定受託事務ということで、国もそれぞれの県によって対応が違うといったローカルルールについては排除したいと思っておりますので、我々もそれに対応して参りたいと考えております。

最後に市の指導監督に対する支援の充実につきましては、現在も各市に対して研修を実施し支援をしているところがございますけれども、一層の充実を図っていきたいと考えております。29年度におきましては、本県といたしましても今御説明をさせていただいた各種の事業を実施してスケジュールに沿った、

改正社会福祉法の施行が円滑に進むよう関係する皆様、そして委員の皆様のご意見を踏まえながら適切に対応して参りたいと考えておりますのでどうぞよろしく申し上げます。説明は以上でございます。

#### (大沢委員長)

どうもありがとうございました。この改正社会福祉法に伴う制度改革が急速に進んでおりまして、関係の団体では大変な努力、苦勞をしながら一応の形が出来つつあると思っております。国のレベルで考えてみてもまだ不十分なところがありそうですが、そういった点は順次改善しながらやっていくということでございます。その度に全ての施設でこの問題に取り組むということは本当に大変なことです。それだけのエネルギーを使うのにふさわしい価値が生み出されてくればよいと思っておりますけれど、いずれにしましても社会福祉の活動がかなり自立的な形で進行していきだろろうということでございますので、自分たちの出来る範囲のところで精一杯の自由度を高めながらサービスを提供できるように努力するというのもここでは重ねて出てきていることだと思えます。

この点について特に何か御意見はございますでしょうか。だいたい国のモデルに準拠しながらやっていくというのが現在の姿だと思うんですね。今年の6月の段階からスタートしていく事になるかと思えます。

#### (望月委員)

今委員長からも紹介がありましたけれど、各法人が大変努力しているということで、とりわけ弱小法人、保育所一つ持っているだけの法人だとかはもともと体力が弱いわけでこうした枠の新しい体制を作ること自体が本当に大変だろうと。その意味で、右の方にあります法人への支援ですね。法人支援をどう考えるのかと。全体として、こう上から網を被せるような、確かに一部、不正な経理運営であるとかしているところもあると。だからと言って全体に網をかけて、確かに中身はそうあるべきだということなんですけども、その辺で網をかけられて困っているような、対応する力が十分でないような法人に対してきちんと支援していくという体制をどういう形でとっていくのか。ここに十分配慮していくのが、ある意味福祉行政の行政たる所以になってくると思えます。一方で、こんなところで言うべき事ではないのですが、不正な財政管理運営をしている例としては森友学園だとかね、政治家、官僚と結託しているかのようになんて言われているようでもありますけれども。まあそういうところもある中で、本当に真面目にコツコツと福祉の精神を実施しようとしている法人の体力を奪うような改革であってはいけない。そこを支援して、経理運営が健全にできるような支援を行政としてきちんと取り組んでいくというのは当然だと。そもそ

も福祉の仕事は憲法 25 条に基づく国及び地方公共団体の責任なわけで、そこを社会福祉法人がある意味カバーしている。国、地方公共団体の仕事をやってくれているわけですね。そういう観点からやっていかないと、上から監査するぞみたいな姿勢であると、むしろ意欲を削いでしまうという恐れもある。この支援のあり方を十分に御検討いただければと思います。

**(大沢委員長)**

どうもありがとうございました。その点は十分身にしみて、計画を進めて行く中でお考えだとは思いますが、しっかりとお願いします。

**(監査指導室 林室長)**

今の御意見については身にしみて存じております。一部、本当に小規模な法人に対する例外規定が少し用意されてはいるのですけれども。公益法人の移行が三年かけておったのに対してこの法人改革は一年でやるということで法人に大変な状況であるということは理解しておりますので、我々としてもきちんとした支援を行っていきたくと思いますのでよろしくをお願いします。

**(大沢委員長)**

若干視野を広げながら。自動車のハンドルみたいなもので、少し余裕を見ながら行かないと、むしろこれは操作不能の可能性がでてきます。

その他ございますでしょうか。

**(原田委員)**

原田です。社会福祉充実計画の関連の中で、それぞれの地域協議会が今愛知県内の中でどんな状況にあるのか教えていただければと思うのですが。実はその地域協議会をどう作るかで、先ほど委員長が言った、この改革が新しい価値を生み出せるのかどうかといった大きなポイントになってくると思うのです。それが市町村になってしまうと非常にスケールメリットが出てこないですし、かといって広域なのか県域なのかで、どういった形でこの地域協議会を県として想定しているのか、ちょっと方針なんかありましたら教えていただければ。

**(大沢委員長)**

どうもありがとうございます。今のはポイントの一つだと思います。

**(監査指導室 林室長)**

社会福祉充実計画を策定するに当たって地域の意見を聞くという意味での地

域協議会につきましては、地域の既存の会議であるとか、社会福祉協議会の会議を使うとかアイデアが出されているところでございます。法人が御苦労してやっておられる中、これは我々地方公共団体においても大変な悩みどころだと考えておるところですが、県内の市の状況については現在状況調査をしているところですが、愛知県におきましては、国の担当課長会議でもございましたように、地域協議会について準備期間等もございましたので法人における地域住民への意見聴取、そういった形を29年度においては取らせていただくということでみなさんと打ち合わせをして準備を進めているところでございます。次年度以降の設置につきまして改めて調整させていただきたいと思っております。

#### (大沢委員長)

これは先ほどのことと関わりますけど、いずれにしましても子どもの問題に留まらず福祉の全体の仕事をやろうとするときに地域包括ケアセンターみたいなものを考えてみる場合もそうですけど、町全体がどうやってうまく機能するかに関わってきますので、今言われた地域協議会その他を含めまして、若干工夫がいるのではないかと思います。実行段階に少しシステム的な意見が恒常的に汲み取れるような工夫をしてもらえればよいのではないかと思います。

#### (監査指導室 林室長)

皆様方の意見を汲みながらやっていきたいと思っております。

#### (大沢委員長)

ありがとうございました。その他ございますでしょうか。それでは、先を急ぐようで恐縮ですが、この社会福祉法人制度改革については、国も含めて今模索している課題の一つだと思っておりますので、また改善されていく措置が固まってきましたら私どもとしても、県としてもきちんと対応していけるような施策があるのだらうと思っております。今はスタートしている段階ですので、とにかく進めてさせていただく、先ほど出ました意見も含めまして、押し進めていくということになると思っております。そのことを含めまして、2番目の社会福祉法人制度改革について一応の御了承を得たいと思っております。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは報告なんですけども、予定時間を議事の進行過程で若干延ばさせていただくかもしれません。というのもこの報告事項の1、2の調査はかなり重要な調査の一つになるだらうと思っておりますので。その点は御了承の上で。それでは報告事項に移りたいと思っております。報告事項1の愛知子ども調査について、まず事務の方から報告をしてください。



### (地域福祉課 川合課長)

私からは、報告事項の一番目、愛知子ども調査につきまして、資料3 愛知子ども調査集計結果(概要版)を使いまして報告をいたします。失礼いたしますが着座にて報告をさせていただきます。

これは資料の内容ではございませんけれども、前回8月の本審議会におきまして経済的に困窮している家庭における生活実態や様々な課題を把握し、実行性のある子どもの貧困対策を検討するため愛知子ども調査を実施すること、及び調査項目など具体的な内容の検討を行っていただくために、学識経験者等による子どもの貧困対策検討会議を立ち上げましたことを報告させていただいたところでございます。当社会福祉審議会の後藤澄江委員、それから望月彰委員にも御参加をいただいているところであります。この愛知子ども調査を昨年12月に県内全域におきまして実施し、集計結果の概要が3月21日にまとまりました。資料の方を御覧いただきたいと思います。

資料3の一枚目左下を御覧ください。調査の概要といたしまして、調査の目的、調査方法、調査期間等は下のとおりでございます。その下、回収数につきましては、表のところでございますが、小学校1年生の保護者、小学校5年生の保護者、小学校5年生の本人ということで、分類に応じましてその下に各配布数、その下に有効回収数、それから回収率を書いてございます。それで表の一番右端、全合計を申し上げますと配布数につきましては、33,635、有効回収数23,757、回収率の方は70.6%でございます。都道府県で最初にこの調査を実施いたしました沖縄県の有効回答率が71%で、回収率としても人数としても調査の精度を確保する上でも十分な調査ができたと考えております。

次に資料の右上段の本調査から算出した子どもの貧困率でございますけれども、算出方法といたしましては調査票の中に記載のあります家族の人数、世帯の収入から、その世帯の中に属する1人当たりの収入を算出いたしまして、その収入を国民生活基礎調査の貧困線、これは平成24年の結果といたしまして122万円以下となっておりますけれどもこれを基に子どもの貧困率を算出いたしました。今のは全国的な指標になりますけれども、その下の丸のところは愛知県独自の貧困線を算出いたしまして、子どもの貧困率を算出しております。

その下の四角のところを御覧ください。算出結果でございますけれども、国民生活基礎調査の貧困線、122万円以下でございますけれども、これによりますと子どもの貧困率は5.9%、それから愛知県独自の貧困線137万5千円でありまますけれども、これによりますと子どもの貧困率が9.0%ということになっております。先ほど申し上げました国民生活基礎調査の貧困線で出しました貧困率は5.9%、それで国民生活基礎調査の方で全国の貧困率が、ここには記載されて

おりませんが、16.3%になっております。これと比べますと愛知の結果はかなり低い貧困率となっております。

以下それぞれ集計結果の概要をまとめておりますけれども、全体を説明することができませんので、かいつまんで御説明を申し上げます。

資料は今のページから2枚おめくりいただいて、少しページ数がわかりにくくて申し訳ありませんが、5ページ、6ページのところを見ていただきたいと思います。資料右側6ページ上段の「保護者の子どもとの関わり」でございしますが、棒グラフがそこに4つほど書いてございます。上から二段目に、子どもと過ごす十分な時間がございしますが、子どもと「十分な時間を過ごしている」と「よく過ごしている」を合わせた結果になっておりますけれども、そのように答えた世帯は、小学1年生の保護者では87.9%、小学5年生で86.3%、中学2年生で83.2%となっております。学年が上がるにつれて子どもと十分な時間を過ごしている割合が減少しております。中学2年生では6人に1人の子どもが保護者と十分な時間を過ごすことができない状態となっております。

次に、また資料を2枚おめくりいただきたいと思います。下のところのページが、9ページ、10ページのところでございます。資料左側の9ページ下段の「現在の暮らし向き・生活状況、保護者の就労状況」ですけれども、現在の暮らし向きで、苦しい、これは大変苦しいとやや苦しいを加えたものでございすけれども、そのように回答した保護者の割合は小1、小5が約30%、中2が約34%で、国民生活基礎調査に比べますとその割合は低くなっておりますが、それでも全学年を通じて3割の世帯で暮らし向きが苦しいという結果が出ております。

次に資料をまた2枚おめくりいただいて、13ページ、14ページのところです。資料左側の13ページ下段の「福祉事業の参加意向」のところでございますが、無料学習塾への参加意向は約59~68%、学年が低い方が参加意向が高く、参加させたい理由としては、「有料の塾は経済的な負担が大きいから」が大半をしめております。

以上、今回、取りまとめました「愛知子ども調査」の単純集計結果から特徴的な項目をいくつかトピックスとしてご紹介させていただきましたが、来年度は子どもの貧困対策検討会議におきまして調査の詳細分析を行うこととしておりまして、貧困線以下の世帯とそれ以外の世帯とを区分して比較するとともに、複数の質問を組み合わせるクロス集計を行うことにより、経済的な要因が及ぼす影響を更に詳しく調べることとしております。

私が報告をさせていただいた後、愛知子ども調査と同時に実施いたしました「ひとり親家庭等実態調査」につきまして児童家庭課から報告をさせていただきますが、両調査の概要を3月23日に開催いたしました子どもの貧困対策検討

会議に報告したところでございます。そこにおきまして愛知子ども調査の子どもの貧困率が全国を下回るのに比べ、ひとり親家庭等実態調査の貧困率が全国と同レベルに高く、ひとり親世帯の生活が更に厳しいと御指摘がございましたので、あわせて報告をさせていただきます。愛知子ども調査の報告は以上でございます。

**(大沢委員長)**

ありがとうございました。それでは引き続いて「ひとり親家庭等実態調査」の報告をしていただいて、二つの報告あわせていろいろと御意見を承りたいと思います。それではお願いします。

**(児童家庭課 荒木主幹)**

児童家庭課でございます。ひとり親家庭等実態調査について報告をさせていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料4を御覧いただきたいと存じます。平成28年度愛知県ひとり親家庭等実態調査についてということでございます。この調査は国がひとり親家庭等の実態調査について5年ごとに実施をしております、本年度行っております。しかしながら都道府県ごとのデータ等が公表されておりませんので、県では国が行った翌年度、あるいは翌々年度に実施してきたところでございます。本来ですと来年度に実施するところではございましたところ、子ども調査にあわせて一年前倒しして本年度行わさせていただいたというものでございます。今回は子ども調査にあわせて名古屋市を含めて調査をさせていただきました。調査としましては、県内に在住する母子世帯、父子世帯、寡婦世帯という形でございます。全体で6,585世帯に配布させていただきました、そのうち1,524世帯から回収させていただきました。これは住民基本台帳に基づきまして母子世帯、あるいは父子世帯等に該当する可能性があると思われるところに送付させていただきました。一部、たまに単身赴任の御家庭にいつてしまったということもございました。そういった面で回収数が少なくなっているところでございます。

それから、住民基本台帳で拾えなかった世帯については、愛知県ひとり親手当であります、愛知県遺児手当の対象から抽出を行いました。それによりまして6,585配布し、1,524回収して回収率としては23.1%。資料4の上の方を見てくださいと、本調査から算出したひとり親家庭の子どもの貧困率でございます。算出方法につきましては先ほど愛知子ども調査で説明がありましたのと同じような形で、母子世帯、父子世帯の中の家族の人数と世帯収入から1人あたりの収入を算出し、国民生活基礎調査の貧困線平成24年度122万円以下の世帯

をもとに子どもの貧困率を算出したものでございます。それから愛知県独自の貧困線 137.5 万円を算出して、それをもとに子どもの貧困率を算出しております。

その算出結果としましては、全国の国民生活基礎調査の貧困線 122 万円以下のラインで見た場合に、子どもの貧困率といたしましては 52.9%、それから愛知県独自の貧困線 137.5 万円による場合につきましては、愛知県の子どもの貧困率は 65.5%という形でございます。

続いて全国的なひとり親家庭の子どもの貧困率は具体的なものは出ておりませんので、全国としてなかなか比較はできないということでございますが、同じような国民生活基礎調査の中で子どもがいる全世帯の相対的貧困率と言うのが平成 24 年度、国が出したものがございまして、それで大人が 1 人である世帯の、これはひとり親世帯とは限りませんし、子どもの貧困率でもないですけど、子どもがいる全世帯の相対的貧困率は平成 24 年度 54.6%でしたので、これに近い数字になっております。

具体的な調査事項につきましては、個別の内容でございすけれども、このあと（１）からございすけれども、（１）のひとり親世帯の親の年齢からございすますが省きまして、（２）ひとり親世帯になった理由、その中で母子世帯になった理由としましては離婚が 83.5%、上の方は母子世帯で、下の方は父子世帯というかたちで表示されております。母子世帯となった理由では離婚は 83.5%で父子世帯では離婚は 74.4%ということでございます。

それから一枚めくってもらいまして、（４）ひとり親世帯の悩みや困っていることの内容でございす。上の母子世帯の悩みや困っていることの内容につきましては、生活費のことが 62.6%と最も高く、次に子どものことが 47.7%でございす。一方父子世帯では子どものことが 50.6%、次いで生活費のことが 50.2%というかたちになってございす。

それから（５）面会交流の取り決めをしていない理由を今回新たに聞かせていただきました。上の方、母子世帯が子どもの父親と面会交流の取り決めをしていない理由としましては、相手が面会交流を希望しないからが 18.4%で最も多く、下の父子世帯としては、取り決めをしなくても交流できるからが 24.1%で最も多くなつてございす。

一枚めくっていただいて、（６）就労状況ということでございます。母子世帯では 91.3%が仕事に就いておりまして、そのうち臨時、パート、派遣社員というのが 47.9%、常勤勤労者が 44.9%というかたちになっております。父子世帯の方では 91.7%が仕事に就いており、66.9%が常用勤労者というかたちになっております。

右の表を見ていただきたいと思います。（７）年収でございす。年収につき

ましてはボーナスを含む年間総収入でございますけれども、母子世帯では 100 万から 150 万円未満と回答された方が 17.1%と一番多く、父子世帯では 400 万から 500 万円未満と回答された方が 15.2%と一番多くなっています。

一枚めくっていただいで恐縮でございますが、(9) 家庭の現在の暮らしの状況でございます。母子世帯では、大変苦しい、やや苦しいを合わせて 70.8%が苦しいと回答していて、父子世帯では 58.8%が苦しいとなっております。先ほど子ども調査では約 3 割と話がありましたが、こういったところから子ども調査との比較ができるのではないかなと思います。

概要は以上でございます。

### (大沢委員長)

どうもありがとうございます。この愛知子ども調査とひとり親家庭等実態調査の 2 つの調査について同時に報告をしていただいたのですが、この二つの報告に関わって、何か御質問、それから御意見、御感想等あったら出していただいて。この調査結果をどういうふうに活かして行くかという問題はもちろんあるわけでございますけれども、この結果自体について何か御意見等ありましたら。それでは川久保さん。

### (川久保委員)

愛知子ども調査の方は単純な集計ということで、これから詳細が分析されるということだったので、確かに見ているそのまま常識的に見てもわかる結果かなという感想を持ちました。詳細なところでは世帯収入ですね。本当にクロスして見ていかないと、例えば絵本の読み聞かせをしている高い数値はやはり高い世帯収入の人が多かったとか、その辺の結果を見てからではないとちょっと詳細な意見を言うのは難しいかなと。それから年代が高くなっていくと、収入が上がっているのは単純に子どもの教育費や塾代が上がってくるから多分お母さんたちも働いていたり世帯の収入を上げないと子どもにとっての十分な教育だったり何かができないということも言えると思うので、ちょっと世帯とのクロスの集計を待って愛知子ども調査は見たいなというのが第一です。

反対にひとり親世帯の方は、やはりそちらが 3 割に対してパーセンテージ、貧困の割合が高かったと、それは全国と比べても同レベルだったという話も最初ありましたが、特に私が、たくさんあるのですが、中でも新規の項目で挙げられていました 6 ページ目の面会交流についての感想というか希望なんですけれども、面会交流の項目を出していただいたことは本当に素晴らしいと思います。この理由の中に養育費のことが挙げられていたと思うのですが、養育費を支払わないから会わないんだということがずっと続いているんだと思うのです

が、この点についてはハーグ条約、日本が批准した、ハーグ条約と子どもの権利条約という二つの法律が関わってくると思うのですが、やはり面会交流を行うことによって離婚後の子どもが双方の親から愛情を注がれるということは、私は個人的にもすごく大事だなと思っていました。離婚後もそれぞれの親が面会交流なり何なりで関わっていくことは、子どものウェルネスに最も重要であるということをお亡くなりになりました棚瀬一代先生がずっとアメリカの症例からずっと研究なされてきました。なのでこの点を、養育費を払わないということと、面会交流を行わないということと一緒にしないでいいんだよということを親御さんたち、あるいは家族親戚が反対しているから会わないんだよという数字もありましたけど、離婚に関わる皆さんに対しての、まだ広がっていない面会交流の重要性についての周知というのは、引き続き大事なことはないかなと思っております。それと相手が希望しないからとか、子どもが会いたがらないという理由もありましたが、これは監護親さんですとか、子どもと暮らしている側の方の意見だとか顔色、または面会交流から帰ってきて根掘り葉掘りどうだったと聞かれるから嫌だと言っているお子さんがいるということも聞いたことがあります。なので本心から希望していないのか関わりたくないのか、その奥の本当の気持ちというのをやはり調査官さんとかそこに介在すべき NPO なんかも増えてきていますので、面会交流をサポートする側の人によって、じゃあ自分は会わなくて済むなら子どもには別れた親に合わせようというようなことも可能になってきますので、この分析を活かしながら、離婚後も子どもが双方の親の愛情を感じるということ、もちろん本当の意味での、でっちあげ DV ではなくて、本当に暴力や DV がある場合は接触することはなしとすることが大事ですけれども、そうでない親たちの場合には離婚後であっても交流を続けてもらって、そうすることによって養育費を払うなり、その後の子どもたちの進学費用を親が払っていきなりといった経済的なサポートにも繋がっていくと思いますので、この 5 番の項目の結果は非常に大事にこれからの実践的なところに是非結びついていただきたいなと思いました。

#### (大沢委員長)

どうもありがとうございます。面会交流ね。難しくて大事な問題ですね。

その他何か御意見等ございますでしょうか。

全体を見てそうなんですけども、この最低の数字のところですが、122 万円という最低金額はどこで決めたの。国民生活基礎調査ね。これはもう貧困というのはこういう水準の数字なのか、愛知県の場合はもうちょっと高い数字ですが、いずれにしても格差が大きくなってきているのかな。私の感覚からするとこれは貧困の数字に値しないのでは。実際これで暮らしていくのは大変なんじゃない

いかと思います。もうちょっと数値の高いところでも貧困の暮らしに近いというようなことがあるのではないかと思います。今はその議論をする場ではないのでやりませんが、相当深刻だだと思います。何かその他御意見どうぞ。

**(勝川委員)**

今ひとり親世帯の話が出ていますけれども、両親が居ましてどちらかが長期病気で働けない、そういう家庭の調査というのはこの中には入っているのでしょうか。

**(大沢委員長)**

どうでしょう今の点は。

**(勝川委員)**

あの、病気の方で退職して、ですけど両親はそろっていると。そういう場合の調査、多分療養費もかかるでしょうから、貧困家庭に陥っているところがあるのではないかと想像はするんですけども、そういう家庭といいますか、そういう統計はあるのでしょうか。

**(児童家庭課 荒木主幹)**

今回の調査では、世帯の中でお一人、母子家庭、父子家庭と思われる方を調査しましたものですから、そういうのは含まれておりません。

**(勝川委員)**

そのところの家庭はひとり親家庭とはみなさない、一応両親はそろっているという形で考えていらっしゃるということなんでしょうか。

**(大沢委員長)**

それでは、後藤さん、そのことに関わって御意見があればどうぞ。

**(後藤委員)**

今の御質問について説明を加えます。今回二つの調査を実施しました。ひとり親家庭等実態調査は確かにひとり親を対象といたしまして貧困率はそういう形で出ております。一方、愛知子ども調査の方はですね、そちらは必ずしもひとり親とかに限っておりませんので貧困線以下の層には、ご指摘のような両親そろった方も含んできます。親の状態と所得をクロス集計いたしますと、両親がそろっていても貧困線以下の御家庭については着目すべきであり、そのこと

ころの課題については分析できますので、そのような親御さんの状況というものも子ども調査の方で把握できます。またその点を含めて分析してまいりたいと思っております。

**(大沢委員長)**

今出されたように、クロス集計をやる段階の前の調査の概要についての報告とうことでございまして、作業は今後進んでいってかなり立体的な構造をとって状況を確認していこうということになるかと思えます。

その他ございますでしょうか。

**(川久保委員)**

調査方法の中で面接というのがあって、その点について。

**(大沢委員長)**

ああ、面接調査の事ね。今の点はどうですか。

**(地域福祉課 川合課長)**

おっしゃるとおり面接調査をしております。今、年度末に検討会議の構成員の方も入りまして、全体調査の中で、特に光を当てなくてはいけない、例えば児童養護施設に入っていた方とか様々な支援者であるとか、個々質的な部分で聞き取らなくてはいけない対象者に対して聞き取り調査をやっておりまして、まだ結果はでておりません。この聞き取り調査の結果も来年度詳細分析の中で一緒に検討をして、来年度合わせた結果で報告をさせていただきたいと思っております。

**(大沢委員長)**

ということです。予定した12時にちょうどなりました。調査の件は、まだこれは中間報告のようなことで概要の報告だけで留まっておりますけど、調査を完成させますと、クロスを含めて立体的に状況を捉えないとこういうような問題は調査をやっても意味のないものとなるので、きちんとした対応を進めて行くということが前提となります。これでやっていけるのではないかと思っております。結果については、また皆さんの御意見を承りたいと思っております。この2つの報告につきましては、まだ報告の段階で終わりたいと。よろしゅうございますか。

それで後残っているのが、平成29年度地域医療介護総合確保基金事業についての報告が残っておりますのと、専門分科会の審議状況が残っておりますが、



この3番の介護総合確保基金事業について報告をしていただいて、その後専門分科会に移りたいと思います。15分ほど議事の時間を延ばさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。司会者の責任で申し訳ありません。15分ほど延長します。

それでは3番目の平成29年度地域医療介護総合確保基金事業についてどうぞ。

#### (高齢福祉課 土屋課長)

高齢福祉課長の土屋でございます。私からは平成29年度地域医療介護総合確保基金事業介護分の事業について御説明をさせていただきます。資料ナンバーの5でございますけれども、資料にもありますように基金事業の概要であります。団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据えて、「効率的かつ質の高い医療の提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を進めるために、地域医療介護総合確保基金を設け平成26年度から医療関係事業、平成27年度から介護関係事業に取り組んでいるところでございます。

対象事業でありますけれども、(1)にありますように介護分としては③の介護施設等の整備に関する事業と⑤の介護従事者の確保に関する事業が対象となっております。次に国の基金の規模でございますけれども、(2)にございますように、介護分は前年度と同額の724億円でございまして、内訳は施設整備分が634億円、介護人材確保分が90億円でございます。

次に介護分の事業内容でございますけれども、2の①のアにありますように施設整備は定員29人以下の地域密着型サービス施設、小規模の地域密着形サービス施設が対象となっております。次にイの開設準備費は、これは地域密着型とですね、定員30人以上の大規模の広域型施設も対象となっております。それからウの特養多床室の改修についてもですね、両方の地域密着と大規模対象となっております。

それから②の介護従事者の確保に関する事業でございますが、記載のとおり「基盤整備」、それから「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」という四つの大項目に分類されてございまして、国からそれぞれ示された事業例に基づき事業を計画実施していくこととなります。

3のスケジュールでございますけれども、事業に必要な介護施設整備分の約33億2,000万と介護人材確保分の4億4,000万について、国に本年度1月18日に提出をさせていただきました。今後の予定は5月末ごろから内示又は内々示、6月に県から市町村へ内示を行うこととしております。平成29年度の予算事業につきましては2ページ目から4ページ目に記載となっております。

施設整備につきましては、29年度当初分にありますように特別養護老人ホーム15か所、それからグループホームの整備が23か所などの整備も計画してお

ります。また、人材確保分の 29 年度事業につきましては、4 ページの一番最後に番号がふってありまして 44 事業の 33 番の事業が 28 年度の事業となっておりますので合計 43 の事業を実施することとなっております。以上でございます。よろしく申し上げます。

#### (大沢委員長)

はい、どうもありがとうございます。平成 29 年度の地域医療介護総合確保基金事業介護分について説明をしていただいたところです。これについて何か御意見、質問等ございますか。これは予算が 720 億と決まって、これに伴って次が進んでいくわけですが、できる限りこのお金を生きるような形で運営していくということだろうと思うんです。大体こういう方向で進めていくこととなります。ただ実際愛知県の中でこれを進めるにあたっていろいろ課題も見えてくるかと思えます。それはまた来年度以降、改善のための措置を組んで働きかけていくということになります。いずれにしても 29 年度はこれで進んでいくということです。もしこの介護事業についてお気づきのこと、希望がございましたら事務局の方に連絡していただければということでございます。よろしゅうございますか。

それでは後残っているのは、専門分科会・審査部会の審議状況についてでございます。簡潔に御報告をお願いします。

#### (医療福祉計画課 三島主幹)

医療福祉計画課の三島でございます。それでは着座にて御説明申し上げます。それでは専門分科会・審査部会の審議状況について資料 6 で簡潔に説明させていただきます。左側の組織の下でございます専門分科会・審査部会の審議状況につきまして、1 の身体障害者福祉専門分科会及び審査部会につきましては、②の設置目的にございますように、身体障害者の手帳の発行にあたる診断書の医師の指定ですとか、身体障害者手帳に関する障害等級の認定等を行っているということでございまして、表の中の一番下に網掛けがございまして計 6 回本年度開催したところでございます。続きまして右上にまいりまして 2 の民生委員審査専門分科会につきましては、民生委員の委解職の適否について調査審査をしております、本年度 1 回、内容につきましては囲みの中のとおり開催をさせていただいたところでございます。

続きまして右下の 3 でございますが、児童福祉専門分科会及び審査部会につきまして②の設置目的にございますが、その中でそれぞれ審査部会ということで、4 つ設けてございます。例えば里親審査部会ですと里親の認定審査を行うというものでございます。この審査部会が専門分科会の下に開催されております。

その中身につきましては一枚おめくりいただいて、2 ページにございます。それぞれ開催はこのような実績でございまして細かい説明は省略させていただきますが、一点、左下のウの児童措置審査部会でございます。こちらは被虐待児童の処遇等に係る審議でございまして、表の右側の列に米印の検証委員会というのがございまして、下に補足がございまして県内において児童虐待死亡事例が発生した場合に当部会に設置される検証組織ということでございます。今年度は平成24年の豊橋の死亡事例に関して計6回開催したということでございました。以上で簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

**(大沢委員長)**

はい、どうもありがとうございます。専門分科会・審査部会の審議状況についての御報告でありました。特段何か御意見がございましたらお願いします。よろしゅうございますか。あと3分ありますけど。それでは、4つの報告事項について終わりたいと思います。これをもちまして今日の社会福祉審議会は終了させていただきますが事務局の方から何かありますか。はい、どうぞ。

**(医療福祉計画課 上田課長補佐)**

本日の会議の議事録でございまして、後日発言いただいた方に内容を確認いただき、その後署名人のお二人に御署名をいただくことにしてございますので、その際は御協力をお願いします。

**(大沢委員長)**

それではよろしくをお願いします。大変長時間にわたって、予定時間を過ぎてしまい議事運営の悪いところは私の責任です。大変貴重な御意見をいただきましたので県の職員のみなさんもそれに向かって頑張っていこうとする、その分だけ県民に対するサービスが深まり広がっていくのだと思っております。ここでは遠慮、忌憚なく御意見を出していただきたいと思っております。だいたいその方向で今日も進んだものと思っております。是非今後とも御支援をよろしくをお願いします。それでは本日の社会福祉審議会は終了します。どうもありがとうございました。

議事録署名人

---

議事録署名人

---